

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調査

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条例名	神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例				
条例番号	平成15年神奈川県条例第73号	法規集	第15編第6章第1節		
所管室課	警察本部交通部交通捜査課				
条例の概要	暴走族及び暴走行為を行う者（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務及び暴走行為を防止するために必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、県、県民、保護者等が一体となった暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、必須の条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりのために、県民等の責務、暴走族に加入している者への金品等要求の禁止、暴走行為を助長する行為の禁止、公然と凶器を携帯する行為の禁止、暴走行為助長禁止重点区域の指定等を規定し、これに基づいて県民等が一体となった総合的な取組が推進されており、有効に機能している。			暴走族把握数 ・平成16年(制定時) 53団体 966人 ・平成26年 6団体 343人 ・平成27年 6団体 397人 ・平成28年 3団体 379人 ・平成29年 3団体 372人 ・平成30年 10団体 579人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりのために、暴走族等を許さない社会環境の醸成、加入の防止及び脱退の促進並びに対象行為の規制を柱としているが、規制の対象となる行為は、凶器携帯の禁止等の暴走族等に特有のものに限定されており、効率的である。			加入防止教室実施数 ・平成26年 268回 64,338人 ・平成27年 209回 59,716人 ・平成28年 208回 61,084人 ・平成29年 218回 60,015人 ・平成30年 232回 59,954人
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、暴走族等の追放の促進に関し、一部の規定に罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令等に抵触しない内容である。			
	その他				

見	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
直	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられな いたため。
し	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5 廃止を検討する。	